

飯塚市商業活性化資金融資要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和8年2年17日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市商業活性化資金融資要綱を廃止する告示

飯塚市商業活性化資金融資要綱(平成18年飯塚市告示第194号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の飯塚市商業活性化資金融資要綱の規定により、
飯塚市商業活性化資金融資制度の融資を受けている者については、なお従前の例
による。